

## 令和6年度 船橋市放課後ルーム入所申請に関するFAQ（よくあるご質問）

項目	質問	回答
申請書類一式	申請書類はどこで入手できますか。	書類一式は以下の場所で配布しております。 ・船橋駅前総合窓口センター（FACEビル5階） ・各放課後ルーム、児童ホーム、出張所、連絡所 ・地域子育て支援課（船橋市役所本庁舎3階）
提出方法	提出はどのようにすればよいですか。	記入した必要書類を以下のいずれかの方法でご提出ください。 ・郵送（宛先：〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所 地域子育て支援課） ・オンライン ・窓口持参（船橋市役所3階 地域子育て支援課へ直接持参） ※なお、放課後ルームへ直接ご提出いただくことはできませんのでご注意ください。
入所申請書	引っ越しの予定がある場合、住所欄はどのように記入すればよいですか。	入所希望月の前月の20日頃に入所可否の見込み通知を郵送する予定であるため、それまでに <b>引っ越しが完了する場合は新住所を記入し、完了しない場合は現住所を記入後、余白に新住所・引っ越し時期を記入</b> してください。 （申請時点で船橋市に住民登録がない場合も上記同様）
	複数の放課後ルーム（第2希望等）を申請することはできますか。	できません。 入学する小学校が未定の場合でも、申請できる放課後ルームは1箇所のみです。 なお、例外として、「特別支援学級のある小学校への入学(転校)を検討している」ことが理由で小学校が未確定の場合は、地域子育て支援課（047-436-2319）へお電話ください。
就労証明書	放課後ルーム申請用の古い様式で作成してしまいました。	差し支えありません。
	きょうだいで申請予定ですが、就労証明書はきょうだい分必要ですか？	原本が1部あれば、ごきょうだいの分は写しで差し支えありません。 その場合、原本を年齢が下のお子様分として利用ください。
	船橋市保育園の利用申請時に提出した就労証明書を、放課後ルーム申請にも利用できますか。	証明日が令和5年10月1日以降のものに限り、利用可能です。写しをご提出ください。 ただし、変則就労の場合は、「勤務実績・勤務予定表」も併せてご提出ください。 なお、すでに保育入園課に提出済みの方については、「保育入園課に提出した際の児童氏名」と「保育入園課に提出済の就労証明書を流用希望である旨」を「放課後ルーム児童状況調査票【B面】」下部の「4.その他欄」にご記入ください。
	転職予定がある場合、就労証明書は現在の職場のものを提出すればよいですか。	転職先の就労証明書をご提出ください。
	フレックスタイム制の勤務で、日によって勤務時間帯が変動する場合は、どのように記載すればよいですか。	原則としては、「【就労証明書（簡易版）】記載要領」をご確認いただき、「変則就労の場合」に記載のあるとおりにご記入いただき、「勤務実績・勤務予定表」を併せてご提出ください。 ただし、雇用契約上の勤務時間が定まっている場合は、その時間を「固定就労の場合」に記入することも差し支えありません。 例）9時～18時（コアタイム10時～16時）等
「勤務実績・勤務予定表」について、船橋市の標準様式ではなく、会社のシフト表や勤務管理表を使用することはできますか。	「月」「日」「曜日」「始業及び終業の時間」「勤務地」の項目が揃っていれば、様式は問いません。1日～31日、15日～翌月14日等、1月分の勤務が読み取れるものをご提出ください。	

	有期雇用の場合、就労証明書は契約更新の都度提出が必要ですか。	提出不要です。 令和6年度申請期間中に1度ご提出いただければ、その後は契約更新があったものとみなします。 そのため、契約が更新されない場合や、転職する場合等、申請後に就労状況に変更があった場合は、速やかに地域子育て支援課（047-436-2319）へお電話ください。
	右上部の「印」について、電子押印でも受け付けできますか。	受け付け可能です。
	出社と在宅勤務が混在している場合はどのように記入すればよいですか。	「【就労証明書（簡易版）】記載要領」をご確認いただき、「変則就労の場合」に記載のあるとおりにご記入ください。
	離婚する予定がある場合でも、相手方の就労証明書の提出は必要ですか。	必要です。 離婚が成立するまでは、両親どちらも「保護者」としてみなすため、入所要件確認のための必要書類をご提出ください。住所が別であっても同様です。 なお、離婚調停中の場合は、「調停書類」の提出で差支えありません。
児童育成料減免申請書	減免申請額はどのように記入すればよいでしょうか。	「児童育成料の減免について（ピンク色の紙）」をご確認の上、該当する金額をご記入ください。
主治医の意見書 (医師の診断書)	主治医の意見書は年度ごとに提出が必要でしょうか。	必要です。 なお、保育園利用申請のために提出したもの等、令和5年度中に発行されたものであればその写しでも差支えありません。その場合は「保育入園課に提出した際の児童氏名」と「保育入園課に提出済の主治医の意見書を流用希望である旨」を「放課後ルーム児童状況調査票【B面】」下部の「4.その他」にご記入ください。
オンライン申請	入力途中で一時保存はできますか。	可能です。 画面一番下の一時保存ボタンから一時保存してください。
	添付書類を別途提出したい場合はどうしたらよいでしょうか。	「【令和6年度5月以降入所】放課後ルームオンライン入所申請について」のページ内の、「書類の不備・不足等で追加提出をする場合はこちら」からご提出ください。
	同居者が6人以上いる場合、どのように入力すればよいでしょうか。	申請フォームは、5人までしか入力できない仕様になっています。お手数をおかけしますが、設問の最後の自由入力欄に6人以上いる旨入力ください。
	回答内容の訂正はできますか。	システム上で申請が完了した後にお客様自身で修正をしていただくことはできません。修正したい内容を地域子育て支援課までお電話でご連絡ください。なお、添付した「就労証明書」の内容を修正する場合は、修正した就労証明書を「不備書類」の受付フォームから再提出してください。
その他	放課後ルームのクラスの希望は出せますか。	<b>クラスの希望は承ることができません。</b> 学年、男女比、きょうだい関係等を考慮して割り振りさせていただきます。
	入所前に、事前に放課後ルームの様子を見学することはできますか。	できません。 実際に児童をお預かりしている中の為、見学はご遠慮いただいております。
	放課後子供教室（船っ子教室）と併用できますか。	併用できます。ただし、それぞれ利用申請が必要です。 例）・月曜日…放課後ルーム利用 火曜日…船っ子教室利用 【可能】 ・月曜日…放課後ルーム登所後、船っ子教室に一時外出 【可能】